

第3期室蘭市障がい者支援計画

(令和3年度～令和8年度)

- 障害者基本法に基づく障害者計画 (令和3年度～令和8年度)
- 障害者総合支援法に基づく第7期障害福祉計画 (令和6年度～令和8年度)
- 児童福祉法に基づく第3期障害児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)

【基本理念】

地域でともに支え合い、健やかで、自分らしく、
安心して暮らせる社会の実現



室蘭市

令和3年3月

令和6年3月改訂

「障害」と「障がい」の表記について

「障害」と「障がい」の表記に関して、本市においては、多くの方や団体から「漢字かひらがなかということに大きな意味は無く、障がいのある人への偏見や差別をなくするための本質的なことが重要」とのご意見を伺っています。

本市では、このような状況を踏まえ、「障害」と「障がい」の表記については、これまでに次のような整理を行い、「第3期室蘭市障がい者支援計画」の策定においても、これを踏まえたものとしています。

①法令、条例等の場合には、そのまま漢字表記を使用します。

(例) 障害者基本法、障害者雇用促進法、障害者総合支援法、
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 など

②施設や制度、組織などの固有名称は、そのまま漢字表記を使用します。

(例) 障害者福祉総合センター、障害者手帳、障害福祉サービス、
重度心身障害者医療費助成制度、各障害者団体 ほか

③障害そのものを表す場合には、漢字表記を使用します。

(例) 身体障害、知的障害、精神障害、障害 ほか

④対象者や個人などを表す場合には、ひらがな表記を使用します。

(例) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい者、
身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、
障がいのある人 ほか

目次

第1章 総論

第1節 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	これまでの主な法や制度等の流れ（平成15年度～）	2
3	計画の位置付け	4
4	計画の期間及び見直し時期	5
5	計画の策定体制	6

第2節 障がいのある人の状況

1	障がいのある人の推移	7
2	アンケート調査の実施	12
3	障害者関係団体との意見交換	13

第3節 これまでに新規・拡充された主な施策や制度等の内容 （第2期障がい者支援計画期間（平成27年度～令和2年度））

1	生活支援	14
2	保健・医療	16
3	療育・教育	16
4	就労支援	17
5	社会参加	18
6	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	19
7	生活環境	20
8	情報・意思疎通支援	21

第2章 基本計画（障害者基本法に基づく障害者計画）

第1節 計画の基本理念と目標、体系

1	計画の基本理念と目標	23
2	計画の体系	24

第2節 地域生活の支援体制の充実

I 生活支援

1	生活支援体制整備・地域移行支援の充実	27
2	相談支援体制の充実	28
3	障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実	31
4	人材の養成・確保	32
5	生活安定施策の推進	33

II 保健・医療

1	適切な保健サービス等の提供	36
2	障害の原因となる疾病等の予防	37
3	精神障がい（発達障がい含む）のある人や難病のある人等、障害の特性に応じた支援の充実	38

第3節 自立と社会参加の促進

I 療育・教育

1 障がいのある子どもに対する支援の充実	39
2 保育・学校教育の充実	41
3 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実	43

II 就労支援

1 一般就労の推進	44
2 多様な就労の機会の確保	46
3 福祉的就労の充実	48

III 社会参加

1 社会参加の促進	50
2 スポーツ・文化活動の振興	51
3 障害者団体との連携	52

第4節 バリアフリー社会の実現

I 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

1 権利擁護の推進・虐待の防止	53
2 成年後見制度等の活用促進	55
3 障害者理解の促進	56
4 地域福祉活動の推進	59

II 生活環境

1 住まいのための環境整備	60
2 移動・交通のバリアフリーの推進	62
3 防災・防犯対策の推進	64

III 情報・意思疎通支援

1 情報通信におけるバリアフリーの推進	67
2 意思疎通支援の充実	69

第5節 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

I SDGsに関する障がい者支援

1 SDGsの目標	70
2 SDGsと障がい（者）との関係	71
3 SDGsに関連する障がい者支援施策	72

第3章 実施計画

(障害者総合支援法に基づく障害福祉計画・児童福祉法に基づく障害児福祉計画)

第1節 実施計画の法的位置付け等（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）

1	計画の法的位置付け	73
2	計画の達成状況の点検及び評価	73
3	計画の期間及び見直し時期等	73
4	関係機関との連携	73

第2節 令和8年度の数値目標等の設定について

	用語の説明	74
1	施設入所者の地域生活への移行	75
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	76
3	地域生活支援の充実	77
4	福祉施設から一般就労への移行等	78
5	障害児支援の提供体制の整備等	79
6	相談支援体制の充実・強化等	80
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	81

第3節 障害福祉サービス等の実施について

	用語の説明	82
1	日中活動系サービス	85
2	居住系サービス	86
3	訪問系サービス	87
4	相談支援	87
5	障害児通所支援	88
6	障害児相談支援等	88
7	地域生活支援事業	89

第4節 計画の達成状況の点検及び評価

1	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の数値目標に対する実績	91
2	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の障害福祉サービス等の見込量に対する実績	93

資料編

○	計画の性格及び法的位置付け	101
○	アンケート調査の実施について（令和2年実施）	102
○	アンケート調査の実施について（令和5年実施）	128

※実施計画（令和6年度～令和8年度）の策定にあたり、令和3年3月に策定した基本計画等（令和3年度～令和8年度）については、各種制度等の改正や最新データを踏まえ、文言等を一部修正していますが、基本的な内容に変更はありません。

